

千葉県自然環境保育活動費補助金対象経費に係るQ & A（令和7年11月27日現在）

No.	大分類	小分類	質問	回答	例外
1	旅費	自動車	カーシェアの使用は補助対象となるか。	外部フィールドを利用するため発生する費用は補助対象として差し支えありません。利用証明書等を提出してください。	
2-1-1	需用費	動物	動物の購入費は補助対象となるか。	動物を世話することを通して命の大切さを知るなどの自然体験活動のために購入する場合は、補助対象として差し支えありません。	剥製や標本等は補助対象とはなりません。
2-1-2	需用費	動物	飼育する動物のケージや餌等は補助対象となるか。	補助対象として差し支えありません。	
2-2-1	需用費	植物	園庭に樹木を植える場合の樹木代は補助対象となるか。	補助対象として差し支えありません。	こどもの立入禁止区域に植樹するなど、こどもが頻繁に触れ合うことのない植物については補助対象外です。
2-2-2	需用費	植物	植物の種や苗は補助対象となるか。	植物を世話することを通して命の大切さを知るなどの自然体験活動のために購入する場合は、補助対象として差し支えありません。	職員室等（こどもが出入りできる場合を除く。）の観葉植物等、こどもが頻繁に触れ合うことのない植物については補助対象外です。
2-3	需用費	園庭	土や砂は補助対象となるか。	砂場や築山、泥遊び用の土砂は自然環境保育に限らず保育全般で使用し得る備品であると思料されますので、原則として補助対象外です。	プランター、畑等の外部フィールドの維持管理や動物の飼育等を目的として購入した土砂については補助対象として差し支えありません。
2-4-1	需用費	機械器具	AEDは補助対象となるか。	自然環境保育に限らず保育全般で使用し得る物品であると思料されますので、原則として補助対象外です。	園外活動（自然環境保育）時に森など周辺にAEDがない環境で活動するため、保育者が園から携帯するなど自然環境保育のために使用する場合は補助対象として差し支えありません。

千葉県自然環境保育活動費補助金対象経費に係るQ & A（令和7年11月27日現在）

No.	大分類	小分類	質問	回答	例外
2-4-2	需用費	機械器具	カメラは補助対象となるか。	自然環境保育に限らず保育全般で使用し得る物品であると思料されますので、原則として補助対象外です。	自然体験活動のために、以下のような特殊な仕様のカメラを購入する場合は補助対象として差し支えありません。 ・花や植物、虫を撮って、同じ花、植物、虫をこどもたちと一緒に探したり、公園ごとに植物、虫、木の実を記録するためのインスタントカメラ（すぐに印刷ができるカメラ） ・防水・防塵機能等、自然体験活動を考慮した耐久性のあるアウトドア用カメラ
2-4-3	需用費	機械器具	デジタル顕微鏡は補助対象となるか。	園庭や外部フィールドで拾った自然物、虫などを観察するためにデジタル顕微鏡を購入する場合は、補助対象として差し支えありません。 デジタル顕微鏡と接続するモニターが付属する場合、これも補助対象として差し支えありません。	
2-4-4	需用費	機械器具	調理家電（電子レンジ、炊飯器、ホームベーカリーなど）は補助対象となるか。	自然環境保育に限らず保育全般で使用し得る物品であると思料されますので、原則として補助対象外です。	
2-4-5	需用費	機械器具	混合ガソリンやエンジンオイルなど、草刈り機の燃料やメンテナンス用品は補助対象となるか。	補助対象として差し支えありません。	ガソリン（レギュラー・ハイオク）、軽油は補助対象外です。 「農機具用」等の記載がないなど、領収書から一般車両に使用できないものであることが読み取れない場合は、写真など追加の資料を提出してください。
2-4-6	需用費	機械器具	プラネタリウムは補助対象となるか。	プラネタリウムは直接自然体験活動に使用するものは言い難いため、補助対象外です。	
2-4-7	需用費	機械器具	タブレットは補助対象となるか。	自然環境保育に限らず保育全般で使用し得る物品であると思料されますので、原則として補助対象外です。	
2-5	需用費	冊子	図鑑や自然環境保育に関する書籍は補助対象となるか。	自然体験活動の一環で、観察した動植物などを調べる図鑑や自然環境保育の質の向上に資する書籍に関しては、補助対象として差し支えありません。	自然体験活動の導入や帰ってきた後の振り返り等で使用していただくことを想定しており、実際の自然体験活動に紐づかない書籍は補助対象となりません。
2-6-1	需用費	消耗品	雨合羽は補助対象となるか。	自然環境保育に限らず保育全般で使用し得る物品であると思料されますので、原則として補助対象外です。	

千葉県自然環境保育活動費補助金対象経費に係るQ & A（令和7年11月27日現在）

No.	大分類	小分類	質問	回答	例外
2-6-2	需用費	消耗品	傘は補助対象となるか。	自然環境保育に限らず保育全般で使用し得る物品であると思料されますので、原則として補助対象外です。	
2-6-3	需用費	消耗品	ジャムや味噌、乳製品など、園で育てた動植物等を利用した料理や加工食品の製造体験に係る材料は補助対象となるか。	食育は、食への関心や理解を深め、こどもたちの健やかな育ちを支える大切な取組ではありますが、園における動植物等の飼育・栽培等に係る経費を除き、食育に係る経費は原則として補助対象外です。	
2-6-4	需用費	消耗品	画用紙、折り紙、絵の具、のり、ボンドなど、製作遊びの材料は補助対象となるか。	自然環境保育に限らず保育全般で使用し得る物品であると思料されますので、原則として補助対象外です。	
3-1	役務費	自動車	自動車の保険料は補助対象となるか。	自動車は自然環境保育に限らず保育全般で使用し得る物品であると思料されますので、原則として補助対象外です。	登園・降園時には原則として使用せず、外部フィールドと園舎を往復するためだけに自動車を所有している場合は補助対象として差し支えありません。
3-2	役務費	動物	飼育している動物が動物病院で治療を受けた治療費は補助対象となるか。	補助対象として差し支えありません。	
4	委託料	植物	植樹や剪定等に係る業者の作業代金は補助対象となるか。	自然環境保育に活用している敷地内の樹木の管理費用は補助対象として差し支えありません。	
5	使用料及び賃借料	動物	こどもたちが自然体験活動のために使用するビオトップの維持管理のためであったり、こどもたちがヤギを世話することを通して命の大切さを知るなどの自然体験活動のためにヤギをレンタルする場合、ヤギのレンタル代は補助対象となるか。	補助対象として差し支えありません。	
6	負担金、補助金及び交付金	植物	芋ほり代は補助対象となるか。	園が負担する分については補助対象として差し支えありません。 計上する科目に関しては、芋ほり代の中心となる経費が「掘る経費（参加経費）」であれば【負担金、補助金及び交付金】、「芋自体の経費（芋代）」であれば【需用費】（消耗品費）となります。	